⑵　日頃から関係部局と連携し、農林水産省及び関係機関が行う飼料製造業者、化製場等の事業者への立入調査等に協力する。
⑶　１の⑴により農林水産省から提供を受けた海外におけるＢＳＥの発生状況に関する情報を、必要に応じ、電話、電子メール、ファクシミリ、郵送等により、全ての牛の所有者及び関係機関に周知する。
⑷　牛の所有者ごとに、ＢＳＥが発生した場合の防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼育頭数等）を把握する。
⑸　ＢＳＥの発生時に円滑かつ的確な防疫措置を実施できるよう、防疫措置に必要な人員の確保、衛生資材、薬品等の備蓄、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。
　また、ＢＳＥの発生時における焼却施設の利用に関して、ＢＳＥの患畜や疑似患畜が多数確認される場合等を想定し、あらかじめ焼却施設のリストアップを行い、当該施設が所在し、又は当該施設を管轄する都道府県、市町村等と調整する。
⑹　ＢＳＥの発生時に備え、市町村及び関係機関との連絡窓口の明確化、地域の牛の飼育状況等の情報共有等を行い、連絡体制を整備する。
⑺　都道府県畜産主務課の防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。
３　市町村及び関係機関の取組
　２に規定する都道府県の取組に協力する。
第３　ＢＳＥ監視のための検査
１　死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等
⑴　死亡牛検査及びその結果の報告
ア　死亡牛検査
㋐　都道府県知事は、特措法第６条第１項の規定に基づく届出のあった48か月齢以上の死亡牛について、当該死亡牛の所有者に対し、特措法第６条第２項の規定に基づき、家伝法第５条第１項の規定により、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、次のａからｃまでに分類した上で、当該検査を実施する。
　この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第９条第２項及び別表第１の規定に基づく検査とする。
ａ　生前に後述する⑵のアの㋐に規定する特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛
ｂ　生前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記ａ以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛
ｃ　上記ａ及びｂに該当しない牛
㋑　48か月齢未満の死亡牛は、特措法第６条第１項の規定に基づく届出対象ではなく、また、48か月齢以上の死亡牛であっても、特措法施行規則第２条各号の規定に該当する場合は、特措法第６条第１項の規定に基づく届出を行う必要がないとされているが、都道府県は、原則として、以下のもの（特措法施行規則第２条第６号の規定に該当するもの並びに病原体が散逸するおそれがあるものとして家伝法第16条の規定に基づきと殺されたもの及び家畜防疫員が検査の実施が困難であると判断したものを除く。）を㋐と同様の検査方法により検査を実施することとする。
ａ　48か月齢以上の死亡牛であって、生前に後述する⑵のアの㋐に規定する特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの
ｂ　48か月齢以上の死亡牛であって、生前に歩行困難、起立不能等であったもの
ｃ　48か月齢以上の死亡牛であって、家伝法第16条第１項第１号及び第２号の疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるもの
ｄ　48か月齢未満の死亡牛であって、生前に後述する⑵のアの㋐に規定する特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの
ｅ　そのほか、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又はとう汰された牛（48か月齢未満であって、㋐のｂに該当する牛等）
イ　死亡牛の検査結果の報告
　都道府県は、家伝法第５条第１項の規定に基づき実施したＢＳＥ検査の結果について、死亡前の臨床症状の情報を含め、毎月20日までに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。ただし、エライザ法で陽性が認められた場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。
⑵　異常牛の発見及び検査の実施
ア　牛の所有者等から通報を受けたときの対応
　都道府県は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと畜場に派遣する。
　また、都道府県は、通報者等に対し、当該農場の飼育家畜及び牛の死体等の移動を自粛するなど必要な指導を行う。
㋐　牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、次のいずれかの症状（以下「特定臨床症状」という。）を呈する牛がいる旨の通報を受けた場合
①　治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化
ａ　興奮しやすい
ｂ　音、光、接触等に対する過敏な反応
ｃ　群内序列の変化
ｄ　搾乳時の持続的な蹴り
ｅ　頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
ｆ　扉、柵等障害物におけるためらい等
②　感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状
㋑　と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となった牛がいる旨の通報を受けた場合
イ　都道府県による臨床検査等
㋐　家畜防疫員は、アの㋐の農場又は同㋑のと畜場において、異常牛（アの㋐又は㋑の通報を受け、家畜防疫員が特定臨床症状を呈するものと認めた牛をいう。）及び当該牛が飼育されていた農場の同居牛に対して特定臨床症状の有無について、徹底した臨床検査を実施する。
　なお、臨床検査の際、可能な限り、デジタルカメラ等により動画を撮影する。
㋑　家畜防疫員は、㋐の臨床検査が終了し次第、過去の動物性加工たん白質の給与歴の有無、移動履歴、アの㋐の通報に係る事項の状況、症状に関する報告等を記載した調書を作成し、撮影した動画とともに、速やかに都道府県畜産主務課に調査の結果を報告する。
㋒　都道府県畜産主務課は、㋐の臨床検査の結果、ＢＳＥを疑う場合には、速やかに動物衛生課に臨床検査の結果を報告するとともに、当該牛が当該都道府県外の農場から当該都道府県の農場又はと畜場に出荷された牛である場合には、出荷農場が所在する都道府県畜産主務課（以下「出荷都道府県畜産主務課」という。）にも当該結果を連絡する。
　また、㋑の調査の結果、当該牛が12か月齢まで当該農場以外で飼育されていたことが判明した場合、動物衛生課は、飼育されていた農場が所在する都道府県畜産主務課に関連情報を速やかに連絡する。
㋓　都道府県畜産主務課は、㋐の臨床検査の結果に基づき、動物衛生課と協議の上、経過観察の必要性について検討を行う。経過観察が必要と認められた牛については、家畜防疫員は、家伝法第14条第３項の規定に基づき、21日を超えない範囲内で、移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定臨床症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。
　また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。
㋔　都道府県畜産主務課は、㋐の臨床検査及び㋓の経過観察の結果、当該牛がＢＳＥである可能性が高い場合、動物衛生課と協議の上、家伝法第20条第１項の病性鑑定としてエライザ検査を実施する。